

# 序章 計画の概要

## 1. 計画の概要

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は5,502人、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者数は4,831人とおよそ9割を占めたことから、全国的に耐震化の取り組みが進められてきた。

平成18年1月に行われた「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）の改正に伴い、大阪府は基本方針に基づいた大阪府の耐震改修促進計画（「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」）を策定した。

本市では、国の基本方針や「大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プラン」に基づき、平成20年3月に「泉佐野市耐震改修促進計画」を策定し、計画期間を平成27年度までの8年間として、耐震化に向けた取り組みを推進してきた。

そのような中、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、東南海・南海地震の想定を南海トラフ巨大地震として想定を改めるとともに、平成25年11月には耐震改修促進法の改定が行われた。これを受け、大阪府では平成28年1月に「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」を策定している。

本計画は、「泉佐野市耐震改修促進計画」の当初計画期間が平成27年度をもって終了したことを受け、国および大阪府の方針等を踏まえ、計画の改定を行うものである。

## 2. 計画の目的等

### （1）計画の目的

本計画は、地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命および財産を保護するため、市内の建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、および基本的な枠組を定めることを目的とする。

### （2）計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づき、本市の耐震改修の促進に関する総合的な計画として作成するものであり、平成25年の耐震改修促進法の改正等を踏まえた内容とする。

そのため、策定に際しては、国の方針および、本計画の上位計画にあたる「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」との整合を図るとともに、本市が策定する「第4次泉佐野市総合計画」および「泉佐野市地域防災計画」等の関連計画との整合を図ることとする。

### **(3) 計画の役割**

本計画は、建築物の耐震性の向上を図るため、本市が、大阪府、建築関係団体、建築物所有者および地元自治会等と連携しつつ、それぞれの役割を果たし、総合的に耐震施策に取り組むためのマスタープラン（基本計画）とする。

### **(4) 計画の期間**

本計画の実施期間は、平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間とする。

なお、本計画で定めた目標については、適宜、進捗状況の点検を行い、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

### 3. 本計画における定義

#### ○耐震基準

建築物などの構造物が地震の力に対して安全であるように設計する（耐震設計）ための基準が「耐震基準」である。

構造物の種類ごとに基準があり、住宅やビルなどの建築物は、建築基準法により、それぞれの工法（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造など）ごとに耐震基準が示されている。

現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれ、主に昭和53年の宮城県沖地震後の抜本的見直しを受けて、昭和56年6月に大改正され、必要壁量の見直しなどにより、旧来の基準に比べ耐震性の向上を図っている。なお、その後も阪神・淡路大震災などを受けて、建築基準法における耐震基準の改正が行われ、現在に至っている。

この「新耐震基準」による建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったとされており、地震に対する一定の強さが確保できていると考えられている。

この「新耐震基準」が制定された昭和56年6月を境に、「昭和56年5月以前の耐震基準の建築物」、「昭和56年6月以降の新耐震基準による建築物」などの表現がなされている。

#### ○耐震化

住宅や建築物において、耐震診断の結果、耐震補強・耐震改修の必要があると診断された場合、地震に強い構造に建て替えたり、必要な補強・改修工事を行い、耐震性を強化すること。

#### ○生命・財産を守る

現行の耐震基準は、建築基準法上の最低限遵守すべき基準として、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない直下型などの大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。

本計画においては、現行の建築基準法の基準以上に耐震性能を向上させる耐震改修を、「生命・財産を守る」耐震化と定義する。

#### ○生命を守る

本計画においては、建物全体の耐震改修が困難な場合は、居住空間の安全確保を図るため一部屋をシェルターとして補強したり、現状より少しでも建築物の耐震性を向上させるための簡易な耐震改修（瞬時に倒壊に至らない程度の耐震改修）で生命の危険を低減することを、「生命を守る」耐震化と定義する。